

2019年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第21回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 佐藤岩夫

第21回学会奨励賞(著書部門)は、石田慎一郎会員の著書『人を知る法、待つことを知る正義：東アフリカ農村からの法人類学』（勁草書房、2019年11月）、同（論文部門）は李英会員の論文「調停人の解決案提示」（阪大法学68巻6号、2019年3月）、「調停の冒頭説明の会話分析」（阪大法学69巻2号、2019年7月）に授与されます。

石田慎一郎会員の著書『人を知る法、待つことを知る正義：東アフリカ農村からの法人類学』は、ケニアにおけるフィールドワークの成果に基づき、法と正義のあり方を探求した本格的な法人類学的研究です。第1章「待つことを知る社会の正義：オルタナティブ・ジャスティスの人類学」、第2章「個を覆い隠す社会：イゲンベ地方の紛争処理における平等主義と非人格性」、第3章「人間的法主体から社会的法主体へ：リーガル・プルーラリズムの人類学」、第4章「アフリカ法の柔軟性と確定性：イゲンベ地方の婚資請求訴訟の分析から」、第5章「人と人との絆を律する法：身分契約の人類学」、第6章「アフリカ法の形式主義と反形式主義：グシイ慣習法の成立要件をめぐって」、第7章「法と人間：法人類学総説」、第8章「法と政治：もう一つのパラドクス」によって構成されています。

本書の優れた点としては以下のことが高く評価されました。

第1に、丹念なフィールドワークの成果と緻密な理論的考察の統合が優れている点です。人が人を裁くという営みに宿る、それ自体は普遍的な射程を持つ根源的困難に、アフリカの人びとが固有の方法で対処していることを明らかにし、時間をかけて解決を図る中で、自身と周囲の自己理解、他者理解、事実理解の変化を通じた合意の可能性を明らかにした点は、それ自体興味深い知見であり、また、裁判や紛争処理のあり方を考える上でも重要な理論的示唆を与えます。

第2に、日本の法社会学研究における重要な知的遺産と正面から対峙し、その現代的意義を再発見している点です。本書では千葉正士の理論に注目し、千葉の法人類学的研究の中心的な概念である「3つのダイコトミー論」「アイデンティティ法原理」等に、リーガル・プルーラリズム等と関係させて新たな理論的位置づけを与えた点が興味深い指摘となっています。

第3に、比較対象となった著作とくらべて、「法」の問題に正面から取り組んでいる点が本学会の奨励賞としてはふさわしい点が評価されました。本書全体を貫く「法」のあり方への問題関心のほか、個別にも、例えば、イゲンベ地方の観察を通じて見いだされた、「平等主義（互いに恐れ合うこと）」と「非人格性（個を覆い隠すこと）」がムーマ（紛争解決に向けたケニア・イゲンベ地方固有の方法）

の正しさを補強しているとの知見から、平等主義と非人格性は、ムーアの正しさのみならず、一般に法の正しさを支えるものとして通用するはずとの指摘や、アフリカの身分契約に関する考察が近代法的な契約理解にどのような示唆を与えるかなど、論争的な論点も含めて、本書は「法」の理解に多くの示唆を与えるものとなっています。

最後に、本書は、石田会員のこれまでの長期にわたる研究の成果を集大成するものであり、本書によって一貫した法人類学像を描き、法人類学研究への重要な理論的貢献をはたした点も評価されました。

以上の点から、学会奨励賞選考委員会は、本書が、法社会学研究として本学会が奨励するにふさわしい成果を達成しているものと考え、学会奨励賞（著書部門）を授与することとしました。石田会員には、本書で示されている「オルタナティブ・ジャスティスとリーガル・ブルーリズムの2つの視点を総合する学問としての法人類学を方向づける」という基本的立場をさらに発展させ、法人類学の立場から法の社会科学研究にさらに刺激を与えるとともに、その成果を積極的に外国でも発信することを期待します。

李英会員の論文「調停人の解決案提示」および「調停の冒頭説明の会話分析」（以下あわせて「本論文」と言います。）は、実際の民間調停機関で実施された近隣トラブルについての同席調停の会話記録にエスノメソドロジーの立場から分析を加え、調停人による冒頭説明および解決案提示についての実態を解明するとともに、そこから導かれる理論的・実務的含意を導くものです。

本論文の優れた点としては以下のことが高く評価されました。

第1に、本論文の問題設定が非常にクリアであることです。本論文は、今日の調停研究および実務における有力な立場である「交渉促進型調停モデル」をめぐる従来の議論では欠けている点を明確に指摘し、それらの問題について、経験的データに基づいて、今後の調停研究・実務に資する新たな知見をもたらしています。例えば、冒頭説明の意義について、それが、調停の知識の伝達だけでなく、当事者に調停人の介入が正当であることを説明し、それを含めた当事者の主体性に納得してもらう（主体的解決の動機づけの）点にあることの指摘や、交渉促進型調停モデルの下で当事者の自律性を損ねる介入の仕方として特徴づけられてきた調停人の解決案提示であっても、当事者の関心に適切に感応する形でなされるのであれば、当事者により相対化され自律的紛争処理につながるが見込まれること等の指摘は、今後の調停研究・実務の中で調停人の役割を考察する際の新たな切り口を示すものとなっています。

第2に、エスノメソドロジー研究としても、先行研究を的確に踏まえ、分析それ自体も優れた水準を示している点も高く評価されます。

第3に、本論文が用いたデータは、実際の民間調停機関で実施された近隣トラブルについての同席調停の会話記録で、調停機関の同意の下、当事者双方から研究目的のための使用許可を得て収集されたものです。このデータが利用可能となったのは、恐らく様々な地道な努力とそれを通じた信頼関係の構築の結果であると推測されますが、従来の研究が模擬調停等のデータを用いることが多かったの

に対して（もちろん、それも大変重要な実証的研究の試みです）、現実の調停についての貴重な経験的データを収集したことは、今後の研究の貴重な先例となり得るものであり、それ自体が本論文の重要な功績として評価されます。

以上の点から、学会奨励賞選考委員会は、本論文が、法社会学研究として本学会が奨励するにふさわしい成果を達成しているものと考え、学会奨励賞（論文部門）を授与することとしました。なお、李会員の授賞対象論文は2本の論文ですが、同一の経験的データを用いて、調停のプロセスの異なった、しかし重要な2つの段階を分析するものであること、発表時期が近接していること等から、「実質的に一体と見なしうる」（『学会奨励賞規程』第2項）と評価できると考え、2つの論文を合わせて授賞作としました。李会員には、引き続き、調停人による冒頭説明と解決案提示の間をつなぐ調停手続の各段階についても研究を進展させ、調停手続の全体像を明らかにすることを期待します。

受賞の言葉

受賞の言葉——第21回 学会奨励賞（著書部門） 石田慎一郎（東京都立大学）

このたびの受賞を、私はとても光栄で嬉しく思います。学術大会はオンライン開催となり、例年のような授賞式はなく、賞状と盾は郵送で頂戴しました。喜びを新たに、いまこうして落ち着いた気持ちで謝意とご挨拶を申し述べられるので、どれもこれもありがたいと感じています。心からの御礼を申し上げます。

私の本は、法人類学の蓄積とケニア農村の民族誌を土台に、法主体論、契約論、リーガル・プルーラリズムなど法社会学研究の領域に及んで「法とは何か」を論じました。自分なりの確信を得てまとめた一冊です。そう明言しますが、独りよがりではないかと不安もあったので、受賞作決定の報を得たとき、なかば安堵しつつ言葉にできない嬉しさを両手に感じました。その後頂戴した選考委員会評では法理論面での評価も頂いたということで、私にはとくにそれが重要です。

法とは何かを考えるうえで、私は千葉正士先生の学問的遺産に導きを求めています。代表作にみる千葉理論の本流（先生の三ダイコトミーとアイデンティティ法原理の概念はリーガル・プルーラリズムの入口と出口をそれぞれに捉えている、私はそう理解しています）には幾多の支流が流れ込んでいて、読み返すたびに新たな学びが得られます。一方で、本に書いたとおり理論面での急所に不完全さを残し、先生ご自身、私の理論は私の手を離れたのだから有志が頑張りなさいと述べられました。創意工夫に開かれているので、やってみようという気持ちを強くします。

他者を知る法としてのリーガル・プルーラリズムを、最初から固有法と移植法の対立軸で見ることにはできません。むしろ法の形式主義と反形式主義（ときに形式主義どうし）の緊張を推力とする様々な法の呼び込みによって、固有法と移植法の対立として見えることもある。その視点を千葉先生の研究業績に、ケニアの農村と裁判所の具体的事例に、社会人類学と法社会学の蓄積に、そして数々の場を共有してきた師と学友に学びました。

私は法学部出身ではなく、法とは何かを順序立てて学んできたわけではありません。かつて意気込んで履修した唯一の法学系の授業（学部少人数ゼミ）でも、指定のテキストの内容をきちんと理解できたとはいえ、同書は私自身が乗り越えるべき何事かの証としていまも手元にあります。私は、いわばパッションの態度で学んでおり（その意は勁草書房編集部ウェブサイトへ寄稿の「パッションの法人類学」に述べました）、たとえば深く意図せず手にした本から決定的なヒントを得ることが多くあります。日本法社会学会は、そんな私にとって貴重な出会いに満ちた場のひとつであり、そんな私を受け入れてくださっていることに感謝しています。

受賞の言葉——第21回 学会奨励賞（論文部門） 李英（大阪大学）

このたびは、拙稿「調停人の解決案提示」（阪大法学68巻6号）と「調停の冒頭説明の会話分析—調停人の専門性と当事者の主体性」（阪大法学69巻2号）に対して、栄えある第21回学会奨励賞（論文部門）をいただき、誠にありがとうございます。選考委員の諸先生方に心からの感謝を申し上げます。

この二つの論文はいずれも、交渉促進型調停論について批判的な検討を行った上、民間ADRの調停過程について、具体的な事件処理の録音データをもとに、エスノメソドロジー（EM）の手法を用いて検討しようとするものです。このような研究を試みたきっかけは、この録音データに採集されている、交渉促進型調停論の適用を志向しつつもそこで提唱された介入の仕方と相容れない振る舞いを行う調停人の行為への気づきでした。それは、ただ単に生々しさに溢れるというのではなく、従来の交渉促進型調停論や英米におけるEM的な調停論における一般的な理解を覆すような興味深さを帯びていたのです。

第一論文では、交渉促進型調停論が、当事者の関心に応じた利害調整（当事者の自律性）への重視というスタンスを取りつつも、調停人の解決案提示に関しては当事者の関心とどのような関係にあるかを論じていないという問題点を、第二論文では、当該調停論が、冒頭説明において調停人が当事者にむけて調停について説明し主体的参加を動機づけることを主張することにとどまり、調停人が当事者の反応をどのようにコントロールしているか、どのようなコントロールが調停人の役割のなかで可能かを論じていないという問題点を提起しました。それぞれの場面での相互行為への分析を通じ、第一論文では、調停人による解決案の提示は必ずしも当事者の自律性を損ねるのではなく、調停人が会話的相互行為の中で示されている当事者の関心に注目しその関心を促すことで、当事者の自律的紛争処理行動を生み出せるということが明らかになりました。第二論文では、調停の冒頭説明において、専門家/素人というカテゴリー対が用いられ、調停の知識が伝達されるほど、調停人の専門性がそのつど確認され調停人と当事者間の役割や能力の非対称性は維持され続けること、また調停人により説得される当事者の主体性というのは、調停人自身の介入を不可欠とするものであることが明らかになりました。

本研究の限界は、調停人の行為の記述に際して当事者の主体性を援助する側面に重心をおいたため、当事者たちの対話を阻害する側面に言及していないこと、多人数調停への検討から得られた知見が二当事者間調停にそのままでは適用されえないこと等があげられます。これらの点に関しては、研究の課題として今後の研究において一生懸命に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、本研究の依拠した本物のEMの思想や方法論を伝授していただき、データ分析の際に飛躍があ

るごとに、「turn by turn」「item by item」でEMの方法論を的確に厳格に用いるように指導して下さった檜村志郎先生、調停研究の極意、さらに法社会学という学問の深みと豊かさを教えてくださり、なおかつ対等な立場で自由に議論して下さった指導教官の仁木恒夫先生に深く感謝いたします。そして、たいへんお世話になり、あたたかく見守って下さった法社会学会関西支部の先生方、大阪大学法学研究科の基礎法の先生方にも厚くお礼を申し上げます。そして、研究の初心者たるわたしに調停のデータを快く提供して下さり、調停現場の同席や定例研究会へ向かい入れてくださるなど、調停最前線に接近する貴重な機会をくださった調停実務家の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。